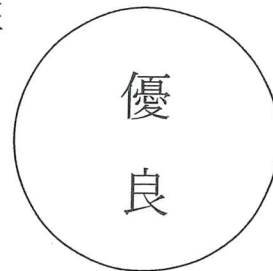


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市問屋町10番7号  
氏名 株式会社金城滋商事  
代表取締役 金城 滋  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



第14条第1項  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者である  
~~第14条の2第1項~~  
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許可の年月日

令和 6年 8月 21日

許可の有効年月日

令和13年 7月 17日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、動物のふん尿、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、処分するために処理したもの、「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」等の混合物(特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。)」

以上19種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

複製厳禁

( 裏 面 )

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 7月18日 (当 初 許 可)  
平成11年 8月20日 (住 所 変 更)  
平成14年 7月15日 (変 更 許 可)  
平成14年 7月18日 (更 新 許 可)  
平成19年 7月18日 (更 新 許 可)  
平成24年 8月 8日 (更 新 許 可)  
平成29年 9月11日 (優 良 認 定)  
平成29年 9月11日 (更 新 許 可)  
平成30年 4月 1日 (住 所 変 更)  
令和 6年 8月21日 (優 良 認 定)  
令和 6年 8月21日 (更 新 許 可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無  有 ・ 無

松山市 許可番号 08910049474

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・  無

複製厳禁